

令和3年1月20日

第1回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第1回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和3年1月20日（水）午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

- 議案第1号 令和2年度教育費補正予算について…………… 1
議案第2号 市立小学校教職員の処分について…………… 別紙・11

5 協議事項

- (1) 令和2年度倉吉市教育委員会表彰について…………… 12
(2) 指定管理者（体育施設）のコロナ減収に対する補填について…………… 22
(3) 体育施設等設管条例の一部改正について…………… 23
(4) 倉吉市教育振興基本計画（第3期）の策定について…………… 別冊

6 教育長報告

7 報告事項

各課報告（別紙）

8 その他

9 閉 会

議案第1号

令和2年度教育費補正予算について

次のとおり、令和2年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和3年1月20日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 2 号

市立中学校教職員の処分について

市立中学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

令和 3 年 1 月 2 0 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

【協議事項】

「令和2年度倉吉市教育委員会表彰」について

令和2年度倉吉市教育委員会表彰の被表彰者の決定について、倉吉市教育委員会表彰要綱第4条の規定により協議します。

記

- 1 令和2年度倉吉市教育委員会表彰候補者 別紙一覧表のとおり
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る表彰式の開催について

新型コロナウイルス感染症に係る表彰式の開催について

1 開催人数について

- ・今年度は被表彰者とその保護者1名、来賓での開催とし、学校長は呼ばない。

2 視聴覚ホールの設営について

- ・被表彰者の配置は昨年と同様とし、間隔をあける。
- ・後方保護者等が座る可動式椅子をさげ、被表彰者保護者分の椅子のみ用意する。
- ・会場入り口を常に開放する。
- ・視聴覚ホールの換気扇を使用し、常に換気を行う。

3 コロナ対策について

- ・会場入口で検温を実施する。 ※37.5℃以上の場合入場不可
- ・マスク着用、手指消毒の呼びかけを行う。
- ・表彰式当日までに海外や県外に出た場合は、入場不可とする。

4 写真撮影について

- ・集合写真は昨年と同様撮影する。
- ・撮影時のみマスクを一時的に外し、撮影終了後すぐに着用する。

5 中止の場合について

- ・表彰式中止の場合はその旨を学校長宛に **FAX** で送付する。
- ・賞状、トロフィー、図書カードは準備し各学校へ渡す。
- ・各学校の校長先生から被表彰者へ表彰状を授与。

6 中止の判断について

- ・鳥取県版新型コロナ警報 警報が発令された場合には中止する。

倉吉市教育委員会表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、顕著な成績を収めた児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体に対し倉吉市教育委員会表彰（以下「表彰」という。）を行うことにより、当該成績を得るまでの努力を認め、今後のさらなる飛躍を祈念し、児童及び生徒の健全育成に資することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

- (1) 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）に在学する児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体
- (2) 本市に現に居住する児童若しくは生徒又はこれらの者が属する団体
- (3) その他倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた個人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、倉吉市表彰条例（昭和57年倉吉市条例第16号）、倉吉市教育振興基金事業実施要綱（平成7年3月倉吉市長決裁）又は倉吉市体育協会表彰規程（平成20年4月倉吉市体育協会理事会議決）の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としなない。

(表彰候補者の推薦)

第3条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を倉吉市教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

(被表彰者の決定)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第2条の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

(表彰)

第5条 教育委員会は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月24日から施行する。

倉吉市教育委員会表彰基準

倉吉市教育委員会表彰要綱（平成 21 年 12 月倉吉市教育委員会教育長決裁）第 4 条の規定に基づき、倉吉市教育委員会表彰の対象となる基準を次のとおり定める。

- 1 表彰の対象となる事項は、次のいずれかに該当することとする。
 - (1) 全国大会において優勝又は入賞
 - (2) 中国大会において優勝又は入賞
 - (3) 県大会又は同程度の大会において優勝又は同程度の成績
 - (4) 県の予選又は審査を経て、全国大会等の大会に出場又は審査に出品
 - (5) その他倉吉市教育委員会が適当と認めるもの

- 2 表彰の対象となる大会等は、次のいずれかに該当する大会等とする。
 - (1) 全国大会及び中国大会とは、県予選会又は審査会等で選抜され、鳥取県の代表として出場又は出品した大会等をいう。
 - (2) 県大会とは、鳥取県教育委員会又はこれに準ずる団体等が主催し、倉吉市の代表として出場又は出品した大会をいう。

- 3 表彰の対象は、毎年 4 月から翌年 3 月までの間の大会等の成績とする。

- 4 表彰に使用する団体の名称は、倉吉市を代表して出場又は出品した団体名とする。

- 5 その他特に必要のある場合は、倉吉市教育委員会で協議する。

附 則

この選考基準は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この選考基準は、平成 24 年 10 月 24 日から施行する。

【協議事項】

倉吉市体育施設等利用料のコロナ減収に関する補填について

令和3年1月20日

生涯学習課

1 利用人数について

令和2年11月末現在

項目	H29	H30	R1	R2	前年比
倉吉地区	61,180人	95,196人	126,497人	49,387人	-77,110人
関金地区	17,178人	18,850人	19,709人	7,702人	-12,007人
合計	78,358人	114,046人	146,206人	57,089人	-89,117人

2 収支予算決算見込みについて

(1) 収入

令和2年11月末現在

項目	H29	H30	R1	R2	前年比
利用料	9,307,040円	12,156,510円	10,614,740円	5,346,999円	-5,267,741円
自主事業	958,300円	1,425,900円	1,123,400円	979,945円	-143,455円
指定管理料	49,428,830円	48,000,000円	47,964,037円	48,404,076円	440,039円
その他	1,670,912円	1,930,582円	2,655,432円	1,447,835円	-1,207,597円
収入合計①	61,365,082円	63,512,992円	62,357,609円	56,178,855円	-6,178,754円

(2) 支出

項目	H29	H30	R1	R2	前年比
人件費	36,372,425円	32,898,528円	31,983,014円	32,558,224円	575,210円
施設管理費	5,685,736円	6,496,569円	5,359,590円	3,546,894円	-1,812,696円
営業直接費	13,817,153円	13,647,828円	13,915,703円	12,005,698円	-1,910,005円
営業経費	6,270,208円	5,578,189円	6,955,786円	6,846,651円	-109,135円
その他	2,288,191円	2163660	1,823,947円	1,683,532円	-140,415円
支出合計②	64,433,713円	60,784,774円	60,038,040円	56,640,999円	-3,397,041円

3 補填額について

収入合計① 支出合計② 差引補填額
 56,178,855円 - 56,640,999円 = -462,144円

4 その他

コロナウイルス感染拡大を受け合宿所利用のキャンセルが相次いでいるため、追加で補填を検討する。

〈協議事項〉

倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

令和3年1月20日

生涯学習課

1 改正理由

倉吉市営ラグビー場の移設及び、野球場、庭球場の整備並びに移設後のラグビー場改修工事の完了に伴い、整備後の設備に応じた利用料額の見直し等が必要なため、倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年10月1日条例第33号）に所要の改正を行うものです。

あわせて、体育施設を維持していくため、現在無料または減免としている利用について、受益者負担の原則に則り利用料金を徴することとするものです。

2 改正概要

- (1) 市営ラグビー場の移設に伴い、倉吉市営ラグビー場の廃止（令和3年度3月議会提案）及び倉吉市営関金多目的広場の名称を倉吉市営関金ラグビー場（仮称）に変更する。
- (2) 倉吉市営野球場スコアボードの改修に伴い、スコアボード利用料金の見直しを行う。
- (3) 倉吉市営庭球場の改修（全面人工芝）に伴い、利用料金の見直しを行う。
- (4) 倉吉市営陸上競技場の利用について、個人利用料金を設ける。
- (5) 倉吉スポーツセンター合宿所の利用について、市内、市外の利用者区分により利用料金の見直しを行う。
- (6) 週休二日制の導入に伴う小・中学生及び高校生の土曜日利用全額免除を廃止する。

3 利用料設定の考え方

(1) 倉吉市営関金ラグビー場（仮称）

全面スポーツ芝となり、維持管理費が従前の800千円/年から2,000千円/年に上がるため、その一部を利用者に負担いただく。

(2) 倉吉市営野球場スコアボード

スコアボード利用にかかる電気代（111円/日）及び保守点検料（500千円/年）の一部を利用者に負担いただく。

(3) 倉吉市営庭球場

全面人工芝となるため、倉吉市営関金テニスコートの利用料金に合わせた料金を検討しているが、同等の設備を有する他市町の利用料も確認したうえで設定する。

(4) 倉吉市営陸上競技場

同等の設備、規模を有する他市町の利用料を参考に設定する。

(5) その他

現在の指定管理料が増額とならないよう、体育施設の維持管理に必要な軽微な修繕（指定管理者とのリスク分担による）が、利用料収入で賄えるよう料金設定を行う。